

## 大卒程度 公務員試験準拠テキスト 正誤表

以下のような誤りがございましたので、訂正させていただくとともにお詫び申し上げます。

### 【⑧民法】

	〈誤〉		〈正〉
p.54	「4 代理権の消滅事由」の本文下から2行目 <u>本人が後見開始の審判を受けても、代理権は消滅しません。</u>	→	(削除)
p.71	「放棄の相対効」の図中の矢印 Cは援用	→	Cが援用
p.74	6行目文頭および8行目文頭 取得時効の…	→	<u>所有権</u> の取得時効の…
p.78	No.16の解説を以下に差し替えてください。 16. × 不確定期限付債権の消滅時効における客観的起算点は不確定期限の到来時であり、主観的起算点は不確定期限の到来を知った時である。		

2024年10月18日  
東京アカデミー編集部  
(ティーエーネットワーク)